

てだこ・こども若者計画（仮称）（第3期浦添市子ども・子育て支援事業計画）素案に対するパブリックコメントの募集結果について

てだこ・こども若者計画（仮称）（第3期浦添市子ども・子育て支援事業計画）の素案に対してパブリックコメントを行ったところ、市民の皆さまから貴重なご意見をお寄せいただきました。ありがとうございました。提出いただきましたご意見に対する対応について、浦添市市民意見制度実施要項第9条に基づき公表します。

【募集期間】 令和7年2月7日（金）～3月5日（水）

【募集方法】 持参・メール・LoGoフォーム

【意見件数】 10人・51件

No	該当ページ・項	ご意見・ご提案	浦添市の考え方・対応
1	P3 4 計画の位置づけ	こども基本法第10条第2項では、以下のように記載されています。市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。沖縄県においては、沖縄県こども計画（仮称）の策定に向けて、現在アンケートや審議会による議論等を実施しているようです。当該ページは、計画の位置付けに関する項目ですので、令和5年4月に施行されたこども基本法の概略や地方自治体間での役割等を記載すべきかと思います（P79にも県の連携が記載されていますので、位置付けで説明が必要です）。	ご指摘の件については、3ページ上段においてこども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」として策定されるものと記載しております。 また、4ページ 本市における計画策定までの流れにおいて、アンケート調査や浦添市子ども・子育て会議等の会議実施について記載しております。「こども基本法」の概略については1ページの計画策定の背景と目的において触れており、国と県との関係については3ページの図において国の「こども大綱」や県の計画とも整合を図るものと説明しております。
2	P4 6 こども・若者施策の方針	当該項目で記載のある内容（既存の意見表明）について、市民がその内容を知ることができない状況かと思います（個人情報等が特定されない形で公表されているのでしょうか）。結果については、市のホームページ等で公開されているようですので、そのリンクを引用（ https://www.city.urasoe.lg.jp/doc/2024081500080/ ）するなどの工夫が必要かと思います。一方、既存の主だった意見は、施策を立案する上で、重要な根拠になろうかかと思うので、紹介すべきかかと思います（どのような判断材料と考えを基に、市の施策が立案されているかを確認しやすくなります）。	アンケートの結果を踏まえて今計画は策定しておりますが、ご指摘のとおりわかりにくい点がございましたので今後改善を図ってまいります。
3	P4 第一章 5 計画策定までの流れ (1) ニーズ調査の実施	小学1～5年生保護者に対するアンケートはいつ行われたのですか？アンケートの回答率は該当する保護者の何%だったのか教えてください。	本計画を策定するにあたり、浦添市に在住する就学前・小学生の児童をもつ保護者のみなさまの子育てに関する状況や、小中学生の生活実態等を把握し、子ども・子育て支援施策の検討や教育・保育事業の需要量の見込みを設定する際の基礎調査とするため、子ども・子育てに関するアンケート調査を令和6年1月末から2月下旬にかけて実施しました。 小学1～5年児童数6,242人（令和5年5月1日時点）のうち学校を通して1,753件を配布しました。975件回収し回答率は55.6%でした。
4	P5 第二章 浦添市のこどもと子育て家庭を取り巻く状況	なぜ、パブリックコメントの段階においても情報が開示できていないのでしょうか。整理中となっている内容について、目次を確認すると、1 統計資料等からみる浦添市の状況 2 こども・子育てに関するアンケート調査結果の概要 3（続き）沖縄県においては、審議会の情報を開示（ https://www.pref.okinawa.jp/kensei/shingikai/1014397/1032389/1008222/1030095.html ）していますが、浦添市の子ども・子育て会議については、調べうる限り開示されていません（浦添市の計画上で整理中となっている現状や課題の整理に関する項目は、沖縄県の審議会の資料では公開されています）。浦添市子ども・子育て会議においても、これらの情報を開示しない状況で委員が議論をしていたとは考えにくく、不都合な事実等があり、市当局が開示したくない等の理由があるのでしょうか。	ご指摘のとおり本市の基礎データについて素案に入れ込むことが間に合わず大変申し訳ありませんでした。令和6年6月21日に行われた第1回浦添市子ども・子育て会議においてアンケート調査の結果とともに本市のこどもと子育て家庭を取り巻く状況や課題について説明を行っております。会議では、基礎データもしっかり開示しながら審議を行っております。また、アンケートの結果はホームページでも公開しておりますが開催した会議の内容についての公表が十分ではなかったことから、今後改めてまいります。
5	P6 第二章 4 今後取り組むべきこと (4)学 童期のこどもたちに対する居場所や適切な支援の実施について	受け皿整備とは、具体的にどのような整備ですか？	学童クラブを利用したいというニーズ（量の見込み）に対し、学童クラブの新設により拡充を図ってまいりました。令和元年度55箇所。令和6年度63箇所。
6	P6 第二章 4 今後取り組むべきこと (4)学 童期のこどもたちに対する居場所や適切な支援の実施について	現場のニーズとの乖離 ・計画には「支援を進める」とあるが、実際の市民アンケートでは「依然として待機児童が多い」との声が挙がっており、市民の実感とのギャップがある。 ・市民アンケートでは「待機児童への懸念」が示されているにもかかわらず、それに対する具体的な解決策が明記されていない。 ・これまで待機児童問題を解決できなかった理由や課題が分析されておらず、単に「支援を進める」とするだけでは、実効性のある対策とは言えない。 ・行政がどのような見解を持ち、具体的にどの施策を講じるのかを明確に示すべきである。	学童クラブを利用したいというニーズ（量の見込み）に対し、学童クラブの新設により拡充を図ってまいりました。令和元年度55箇所。令和6年度63箇所。ご指摘のとおり、今後は課題をしっかりと分析しながら実行性のある対策を行ってまいります。

No	該当ページ・項	ご意見・ご提案	浦添市の考え方・対応
7	P6 第2章 浦添市のこどもと子育て家庭を取り巻く状況 (4) 学童期のこどもたちに対する居場所や適切な支援の実施について「一方で将来の少子化進行も想定されることから、今後も隣接校区に空き定員がある場合には利用調整を図っていく。」	港川校区に住んでいます。息子は新4年生で1年生の時から学童を利用しておりますが、次年度利用の希望を出したところ「待機」の通知を貰いました。利用を希望しても入れない・利用していても低学年優先で追い出されてしまう、そんな現状があります。学童は子どもの居場所や安全を確保して下さるとても大事な役割を担っています。私たちが小さい頃とは違い地域の見守りの目も減り、子どもだけで公園で遊ぶのも危険な世の中です。少子化とはいえ、学童の需要は今後益々高まると思います。息子は高学年になるので「過保護」と言われればそれまでですが、それでも継続利用を希望したのは学童が息子にとって大事な場所になっているからです。学校へ行きたくないと思した時も「学童には行きたいから頑張る」と言い登校したこともありました。変わらない場所、変わらない指導員がいて下さることは子どもたちにとって大事なことです。近隣に空きがあればそこを利用すればいいという簡単な話では無いです。学童はこれまでの保護者主体組織から保護者と市が協働する組織にかわる転換期にあると思います。保育園の待機問題と同等に学童支援（指導員の処遇含め）具体的に考えて下さい。	計画案で示しているように、児童数の将来推計は毎年減少する見込みとなっており、待機児童数は現在がピークであると推測されます。学童クラブのニーズに対する必要な受け皿の確保を行うとともに支援員の処遇改善事業の活用等に取り組んでまいります。 R7～R11利用定員数2,717人 R7児童数7,420人 R11児童数6,697人 放課後児童健全育成事業は、児童を送迎するための「送迎支援事業」が実施実施できる事業の一つとなっております。本市におきましては、市内全域を対象とした送迎支援事業ではなく、児童が通う近隣校区に空きがある場合送迎支援事業を利用するケースもございます。ご理解の程よろしく願いたします。
8	P6 第2章 浦添市のこどもと子育て家庭を取り巻く状況 (4) 学童期のこどもたちに対する居場所や適切な支援の実施について 3行目～	待機児童への懸念や支援員の不足感の声・・・ 待機児童解消に学校の余裕教室の活用とありますが、余裕教室のある小学校はいいでしょうが、ない所への対応はどうするのでしょうか。校区内の整備を具体的に示していただきたい。また、支援員の不足感についてですが、不足感ではなく実際人手不足で困っています。人件費に使える国の補助金を活用して待遇をよくしない限り有資格者の支援員は雇用できません。また、人件費に使える補助金が交付しやすい条件にしていきたい。	本計画期間は、令和7年度から11年度までの5年間となっておりますので、学校施設や隣接する公的施設の活用検討も含め、待機児童解消に取り組んでまいります。 支援員の人件費につきましては、国において標準的なモデルが示されております。処遇改善が適切に反映されているか確認を行ってまいります。
9	P6 第2章 浦添市のこどもと子育て家庭を取り巻く状況 (4) 学童期のこどもたちに対する居場所や適切な支援の実施について「一方で将来の少子化進行も想定されることから、今後も隣接校区に空き定員がある場合には利用調整を図っていく。」	放課後児童（学童）クラブの縮小に関する懸念 ・放課後児童（学童）クラブ以外の利用促進は問題ないが、それを理由に市民の理解を得ることなく学童クラブの縮小を進めることがないよう、明確に記載すべき。 ・計画の記述だけでは、統計上の根拠となる数値が示されておらず、学童クラブの縮小が既定路線として進められるのではないかという疑念が生じる。 ・学童クラブの役割は重要であり、代替施策を進める場合も、利用実態を正確に把握し、市民と十分な議論を重ねるべき。	計画案で示しているように、児童数の将来推計は毎年減少する見込みとなっており、待機児童数は現在がピークであると推測されます。 放課後児童健全育成事業は、児童を送迎するための「送迎支援事業」が実施できる事業の一つとなっております。本市におきましては、市内全域を対象とした送迎支援事業ではなく、児童が通う近隣校区に空きがある場合、送迎支援事業を利用するケースもございます。ご理解の程よろしく願いたします。
10	P6 第2章 浦添市のこどもと子育て家庭を取り巻く状況 (4) 学童期のこどもたちに対する居場所や適切な支援の実施について 3行目～	学校の余裕教室の活用や校区内整備の具体性の欠如 ・計画には「学校の余裕教室の活用や校区内の整備など必要に応じて適切に取り組む」とあるが、「適切に取り組む」とこと自体は当然であり、具体的な数値目標が示されていない。 ・例えば、「〇〇区域で施設がどれくらい不足しているため、〇〇までに学校の空き教室を〇〇確保する」など、具体的な計画がなければ、成果の検証ができず、責任の所在が不明瞭になる。 ・数値化されていない施策は、結果に対する「逃げ道」を残すことになり、市政の本気度が伝わらない。 ・どの地域でどれだけの改善が見込まれるのかを明確に示してもらわなければ、期待できる施策なのか判断できない。	本計画期間は、令和7年度から11年度までの5年間となっておりますので、学校施設や隣接する公的施設の活用検討も含め、待機児童解消に取り組んでまいります。空き教室を〇箇所確保するという目標設定はございませんが、待機児童数の目標値については指標で明記いたします。

No	該当ページ・項	ご意見・ご提案	浦添市の考え方・対応
11	P6 第2章 浦添市のこどもと子育て家庭を取り巻く状況 (4) 学童期のこどもたちに対する居場所や適切な支援の実施について「一方で将来の少子化進行も想定されることから、今後も隣接校区に空き定員がある場合には利用調整を図っていく。」	隣接校区への利用調整に関する懸念 ・計画に「隣接校区に空き定員がある場合には利用調整を図る」とあるが、「近隣に空きがあるから、そこへ子どもを預ければよい」という発想は、市政の都合を優先したものであり、「キッズファースト」の理念と矛盾している。 ・保護者にとって、学童クラブの選択は単なる「空き状況」ではなく、通学の安全性や負担、子どもの生活リズムなどを考慮した重要な判断である。 ・もし保護者の意見を踏まえた施策であるなら、いつ、どのアンケートで、どの程度の賛成があったのか、調査結果を開示すべき。 ・市政側の都合で一方的に進めるのではなく、実際の保護者の意見を十分に反映した運用とすべきである。	放課後児童健全育成事業は、児童を送迎するための「送迎支援事業」が実施できる事業の一つとなっております。本市におきましては、市内全域を対象とした送迎支援事業ではなく、児童が通う近隣校区に空きがある場合、送迎支援事業を利用するケースもございます。ご理解の程よろしくお願いいたします。
12	P6 第2章 浦添市のこどもと子育て家庭を取り巻く状況 (4) 学童期のこどもたちに対する居場所や適切な支援の実施について	放課後児童（学童）クラブの待機児童についてです。児童センターや地域の公民館など、学童期のこどもたちに対する身近な居場所について、取り組みの周知や利用促進を図る必要があると記載しているが、それは待機児童の解決にはなりません。児童センターや公民館は利用を希望する人が訪れる場所であり、決してこどもを預かるための場所ではありません。また、児童センターや公民館に向かう途中や帰宅途中で事件や事故に巻き込まれた場合の責任はだれが取るのでしょうか。それを主導する行政が取るのでしょうか。事件事故に巻き込まれるのが嫌な親は転職などをしなければいけないということでしょうか。また、今後、想定される少子化への取り組みとして、予算を削減するように受け取れる文言がありますが、行政が考えるべき事は子どもが増えるような真の意味での少子化対策ではありませんか。安心してこどもを生み育てることのできる環境づくりと記載がありますが、予算ばかりを考え、全くそれを解決しようとしているように感じられません。行政がやるべきは真の意味での待機児童解決です。浦添市を担う子どもたちを大切にしよう計画を切に願います。	本市には、11小学校区に児童センターが設置されております。放課後児童健全育成事業（学童クラブ）と、目的や事業内容は異なりますが、放課後のこどもの安全・安心な居場所として、多くの児童が利用しております。 小学校では、児童の交通安全指導や不審者への対応等、日頃から指導を行っておりますが、保護者のご心配される気持ちも十分理解できます。一例を紹介しますと、就学に向けた家庭での取り組みとして、こどもと保護者が登下校で歩く道のりを一緒に歩いて安全確認等を行ったり、危険な場所がないか、確認しているご家庭もあると伺っております。 計画案で示しているように、児童数の将来推計は毎年減少する見込みとなっており、待機児童数は現在がピークであると推測されます。「夏休みだけ学童を利用したい」との声も寄せられておりますので、学童クラブのニーズに対する受け皿の確保や、活用できる事業の検討も進めながら安心してこどもを生み育てることのできる環境づくりに取り組んでまいります。
13	P6 第二章 4 今後取り組むべきこと (4) 学童期のこどもたちに対する居場所や適切な支援の実施について	指定管理者制度導入に対する懸念点 近年、市政は市民への十分な説明や合意を得ることなく、学童施設への指定管理者制度の導入を進めています。 保護者として、指定管理者制度に関する「独立したパブリックコメントの募集」を何度も要請しましたが、行政からは一貫して拒否され続けています。こども政策課の回答によると、「当素案に指定管理者制度の内容を含めるため、個別のパブリックコメントは不要」とのことでした。 しかし、最終的に当素案には指定管理者制度に関する記載が一切なく、説明と実態が矛盾している状況です。	指定管理者制度は、公の施設を管理・運営するための地方自治法に定められた制度です。当該制度の導入を題材にしたパブリックコメントは、本市のパブリックコメント実施に関する要綱に該当しないことを、繰り返しご説明しているところでございます。 また「当素案に指定管理者制度の内容を含めるため、個別のパブリックコメントは不要」との回答をこども政策課は行っています。正確には、「浦添市子ども・子育て支援事業計画には放課後児童健全育成事業がありますので、将来学童クラブを利用する子育て世代を含め広く意見をいただけるものと考えている」とメールで回答しております。 今回指定管理者制度導入に対するご意見をいただきましたので、多角的な分野で構成された「浦添市子ども・子育て会議」において、委員のご意見を伺いながら、丁寧に進めていきたいと考えております。
14	P6 第二章 4 今後取り組むべきこと (4) 学童期のこどもたちに対する居場所や適切な支援の実施について	指定管理制度についての記載が見当たらないのは理由があるのですか？	現在策定中の本計画には、放課後児童健全育成事業に関する内容も含まれていることから「当該計画素案に係るパブリックコメント」の機会をご案内したところです。
15	全体	当該計画では先に条例施行された指定管理者制度について触れられていないと思われます。同制度の導入によるメリット、デメリットを挙げたうえで保護者の意見を求めるべきであったと感じている。「公平性を担保するため」という行政側の都合で強引に押し進められた感がぬぐえない。公平性を担保するために子供に悪影響があってもよいのか？本制度の導入に当たっては保護者の意見を伺う機会を増やすべきであったと思い、残念です。	現在策定中の本計画には、放課後児童健全育成事業に関する内容も含まれていることから「当該計画素案に係るパブリックコメント」の機会をご案内したところです。 また、指定管理者制度は、公の施設を管理・運営するための地方自治法に定められた制度です。制度の導入を題材にしたパブリックコメントは、以下の要綱に当てはまらなないと繰り返しご説明しておりますのでご理解ください。 <浦添市市民意見提出制度実施要綱第3条第2項> 2 前項の計画等の例は、次に掲げるものとする。 (1) 総合計画等の市の基本政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改定 (2) 市の基本的な方向性を定める憲章、宣言等の策定又は改定 (3) 市の基本施策を定める条例及び市民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃 ご意見いただきましたとおり、指定管理者制度の導入によって子どもに悪影響があってはなりません。事業者が変わる可能性もあることからご不安を感じていることは十分承知しております。しかし、一部の事業者だけに公的施設の使用を認めるということは、公平性の観点から改める必要があるということを、どうぞご理解くださいますようお願いいたします。 今後も、学童事業の安定運営及び質の向上が図れるよう取り組んでまいります。

No	該当ページ・項	ご意見・ご提案	浦添市の考え方・対応
		【学童クラブへの指定管理者制度の導入について】 学童クラブに小学生の子供を預けている保護者です。 令和7年度から開始される、浦添市公的の指定管理者制度の導入について、大変な危機感を感じています。 そもそも指定管理者制度は、公園やスポーツ施設、図書館など公的な「施設」に対してサービス向上と経費削減を目指して作られた制度です。学童クラブは単なる「施設」でなく、「私たちのこどもが生活する場」です。学童クラブには指定管理者制度はそぐわず、全国各地で多くの課題が指摘されています。 以下は、想定される指定管理者制度導入のデメリットです。 計画案にあるような『こどもの健全育成及び安全・安心保障』とは逆行する事態になりかねない制度を、リスクを無視して、強引に進める理由を教えてください。 またそれぞれの懸念①～④に対する市のリスク検証の結果を教えてください。 制度導入の懸念①低価格競争による保育の質低下リスク 公募の選定条件に「価格」の基準があることから、事業者はやむを得ず人件費や設備費を抑えるほかならず、学童クラブでの子供へのケアやプログラムの質が低下する可能性が指摘されています。特に、学童はこどもの安全や健全な育成を目的としているため、質の低下は大きな問題となり得ます。また支援員の定着や処遇改善という点で浦添市が目指すものと逆行する事態が起こりかねません。 制度導入の懸念②5年に1度の公募 管理者が5年に1度の公募で選定されるということは、働く支援員への継続雇用への不安/負担が増え、こどもたちにも安定した環境とは言えず、不安を抱えることになります。5年間は次の落選の不安があるため、「5年間安心して利用する/働くことができる」という考えは間違っていると思います。 制度導入の懸念③地域とのつながりの希薄化 民間事業者が外部から参入する場合、地域の実情やコミュニティとの連携が希薄になり、学童クラブは地域の子育て支援の一環としての役割を担っているため、地域との結びつきが弱まります。これは保護者が「安心して子供を預けられる環境」とは逆行します。また5年間の期間で「恒久的な地域とのつながり/連携」を図ることは不可能に思います。制度導入の懸念④選定基準の不透明性 管理者の選定基準は浦添市によって定められますが、どのような選定基準となるか全く不透明であり、保護者として大変な不安を感じています。今現在は、「低価格競争にはさせない」「浦添市での実績がある事業者のみ」などと仰っていますが、浦添市の方針によっては、市外/県外の民間企業が参入する可能性もゼロではありません。選定基準には現役保護者のニーズが汲み取られることがなく、市の方針でどうしても変更ができてしまいます。第三者委員会も浦添市が選定しますので、結果として利用者ニーズからかけ離れた浦添市の恣意的な公募結果になりかねません。 【指定管理者制度以外の質問】 学童クラブの利用者調査という名目で、「担当課が、学童クラブに来て、靴箱の靴の数を数えるという抜き打ち調査をしていることを知りました。しかも、利用児童が習い事や帰宅した後の明らかに人数が少ない夕方の時間に行われ、「利用者が少ない」という評価をするという事を耳にしました。これは統計処理として、正しい調査方法なのか甚だ疑問です。何のための利用者調査で、正しい手法なのですか？ 【意見】 こども政策に関する浦添市長および担当課の発言は、「こどもの話」「施設やお金の話」としてとらえているように感じ、保護者としては、今の浦添市はキッズファーストには到底思えません。 さらに、利用者の声に真摯に耳を傾ける姿勢が感じられず、恣意的な政治となっているようで、浦添市の市民への対応、進め方に大変な危機感を感じています。 こどもという命に関わる事業ですので、是非、一部の方々の裁量で判断するのではなく、多くの意見に耳を傾ける姿勢を求めます。	【指定管理者制度について】 公的施設の学童クラブの現状としましては、設立当時、施設を使用している保護者会から運営を引き継いだ事業者などが、施設の利用許可を得て優先的に利用している状況でございます。公の施設である以上、現在の運用を改め、今後は、公的施設を運営する事業者の決定について、公平性や透明性、客観性を保つ仕組みが必要であると判断し、その手法として、指定管理者制度の導入を予定しております。 事業者の選考におきましても、国が示している学童クラブの運営指針や市の条例等に沿って運営がなされるか、事業者の運営状況や考え方に関する審査項目を予定しておりますので、よりよい事業者が審査で選ばれる仕組みであると考えております。 懸念①低価格競争による保育の質低下リスクについて 放課後児童健全育成事業は、国の補助金を活用した事業となっております必要費用は、これまで同様積算されます。入札方式のような価格競争によって事業者を選定するものではなく、選定委員会の書類審査、プレゼンテーション審査により選ばれます。 懸念②5年に1度の公募について 市の指定管理期間は、基本的に5年間となっておりますが、現在の施設使用許可は年度毎の1年間であるため、今より長い期間になります。 次に、市内学童クラブで勤務する職員の勤続年数に関する調査結果（R5）によると、勤続年数1年目から4年目が約62.5%で半数を超える結果となっており、現在でも、支援員の定着化に向けた安定雇用の取り組みが必要であると考えており、処遇改善を図ってまいりたいと考えております。 懸念③地域とのつながりの希薄化 現在、学童クラブの運営実績のある事業者が応募できる予定であり、市外、県外の事業者は参入いたしません。 【指定管理者制度以外】 学童クラブの登録児童数につきましては、利用登録時の利用希望日数を基に算出する必要があります。そのため、申し込みの際には、利用日数を保護者から聞き取り、確実な利用日数を把握する必要があります。 今回の利用状況調査は、学童クラブ事業者への聞き取りにより、児童が最も多く在籍している時間帯（15時30分～17時）を確認したところです。今回の利用状況調査によって、市と事業者において、「学童利用」の捉え方に違いがあることがわかりました。 ご意見にありますように、「習い事」と学童を併用しているケースについての「学童利用日」の捉え方等については、事業者としっかりと意見交換を図りたいと考えております。

No	該当ページ・項	ご意見・ご提案	浦添市の考え方・対応
17	P10～55 第4章	①当該項目では、市が展開する施策や事業について具体的な取組内容が記載されています。具体的な目標値等の記載がありませんが、5年間実施した上でどのように施策や事業の確認と評価を行い、改善点を洗い出すのでしょうか（P113でPDCAサイクルを構築すると明言されていますが・・・） 「きっずファースト宣言」を行っており、マスコミの報道等では子育てのしやすいランキングにもリストアップされる浦添市ですので、子どもを含めた市民に分かりやすく、実行の伴う計画策定を目指すべきで、強いては他市町村の模範となるような計画とすべきではないですか？ ②浦添市の地場産物が給食に使われている旨を報道等で見る場合があります。給食調理場はもちろんですが、産業振興課との関わりもあるのではないのでしょうか（P41の表内④）。	①について、国においても「こども大綱」に基づき具体的に取り組む施策を取りまとめた「こどもまんなか実行計画」において進捗状況を検証するための指標を定めていることから、本市においても本計画に包含する各計画において指標化できるものについてはこれを定め公表いたします。指標や事業の内容を検証・評価し、その結果を踏まえて計画の点検と見直しを図りPDCAの推進に活用してまいります。また、②については、産業振興課をはじめ庁内関係各課と連携を図りながら取り組んでまいります。
18	P17 「多胎ピアサポート事業において、双子や三つ子などの多胎児を妊娠中あるいは育児中の妊産婦及びその家族の方へ保護者交流の場を設けるとともに、多胎育児経験者による相談支援を行います。」	【多胎児育児支援について】 双子育児中の保護者です。 「多胎ピアサポート事業」の保護者交流事業や相談支援は、平日の開催のため、双子育児をして勤務している保護者は参加できません。 多胎世帯は、妊娠期間中から3歳ごろまで大変な負担が発生します。ワンオペで家事育児を行っており、さらに日中は双子を保育園に預けて働いていますが、双子を保育園に預けて働くことは大変なことで、その方々への支援が行き届いていないように感じます。 多胎家庭への浦添市ファミリーサポートの補助券交付は大変ありがたいのですが、日常的な支援としては、全く足りず、例えば最大3回と申請できるようにするなど、もう少し拡充していただくと助かります。	「多胎ピアサポート事業」における交流の場について、市民が参加しやすい開催方法等を検討してまいります。 また、浦添市ファミリーサポートの補助券について、現状としましては、予算の範囲内において、ひとり親世帯等の支援が必要な世帯に対し交付しております。補助の増額も含め多胎世帯の支援のあり方について関係部署と連携し検討してまいります。
19	P32 第4章 てだこ・こども若者計画（仮称）の取り組み内容 （3）就学前教育・保育を支える人材の確保・育成 ウ）人材の確保 アンケート結果等を参考に、各園と個別調整を行い、職場環境の改善等、就業継続に向けた方策を検討します。	【意見】 市民の意見が施策にどう反映されたか不明 ・アンケートや各施設と調整を実施したとされるが、それが具体的にどの施策にどのように影響を与えたのかが不明。 ・「市民からの要望を受けて〇〇を強化した」といった記述がない。 ・形式上のアンケート実施や定点観測のような実態調査では、十分に市民の声を反映したと言えない。 ・保育や学童の実態を理解して、現場に寄り添う施策であると感じ取れるような施策を打ち出すべき。 【提言】 市民の声を反映するプロセスの明確化 例：「〇〇の市民意見を反映し、△△の施策を追加した」といった透明性の確保。および、運用プロセスの周知。	アンケートについては、保育士確保に向けた取組みに関する調査を県が各保育施設を対象に行っております。保育士の不足による待機児童も生じていることから、人材が不足する要因について今後も引き続き各施設との意見交換を重ねながら、保育人材の確保に向けた効果的な支援について取組み、教育・保育の充実に努めてまいります。 ご指摘いただいた「市民の声を反映するプロセスの明確化」については、こども基本法第11条に「市町村はこども施策の策定・実施等に当たって、施策の対象となるこども又はこどもを養育するものその他関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる」と定められていることから、いただいた提言の内容を参考に取り組んでまいります。
20	P34 基本目標4 自ら学び、考え、行動するこども・若者を育むまち（1）学校教育等の充実 ②不登校などの対策強化	不登校支援の具体的な取り組み内容が見えづらい。具体的に示した方がよい。	こども青少年課内に設置された「教育相談室くくむい」「こども支援教室いまあじ」「自立支援教室ひなた」の取り組みを具体的に示すように修正します。 〈修正〉 ・不登校等児童生徒支援推進委員会で決めた目標や方針のもと学校・家庭・地域・関係機関等との連携による取り組みを強化します。 ・児童生徒が心身ともに健やかで、目標や目的意識を持って努力し、自己実現が図られるよう寄り添った支援をします。また、「いじめ」や諸問題に対し、組織的・継続的な対応を図るとともに、教育相談支援員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの活用充実を進めます。 ・「教育相談室くくむい」では、臨床心理士相談員による相談を行います。 ・「こども支援教室いまあじ」では、不登校及び学級不適応児童生徒への少人数の学習や体験活動を行います。 ・「自立支援教室ひなた」では、あそび・非行やひきこもり傾向の児童生徒への個別の学習や体験活動を行います。 ・こども青少年課に配置される臨床心理相談員・教育相談員の増員等に努め、児童生徒への個別的・継続的な対応を図るとともに、発達障がいや課題を抱える児童生徒のための居場所づくり・絆づくりの取り組みを強化します。 ・様々な要因でひきこもり状態になっている児童生徒の自立に向け、関係機関との連携のもと、訪問相談や活動場所の紹介等の支援を進めます。 ・フリースクール等の民間施設とも情報共有や連携を図ります。

No	該当ページ・項	ご意見・ご提案	浦添市の考え方・対応
21	P35 基本目標４（１）の 具体的な取り組み内 容③	不登校支援ボランティア「メンタルフレンド」という呼び名は変更できないか。（メンタルと英語でいうときに精神的に不安定な、という俗語ととられる場合もあるためまた、不登校ボランティアであればメンタルという表記が必要なのか？単に「バディ」という名称にしてもよいのでは？	「メンタルフレンド」は「心の友」を意味し、不登校児童生徒等の学習や体験活動、話し相手等を行うボランティアの名称として国の事業等、不登校支援を行う現場では、長年全国的に使用されており、募集を呼びかける時などにわかりやすいため「メンタルフレンド」を使用したいと考えております。
22	P37 基本目標４（２）の 具体的な取り組み内 容⑦	キャリア教育で生きる力を育むとあるが、具体的にはどのような活動があるのか曖昧。キャリア教育の中で、自分の強みや弱みを把握したり、好きなものや嫌いなもの、得意・不得意を把握できる活動ができると良い。	キャリア教育は、各学校が児童生徒の状況や発達段階に応じ、教育活動全体を通して行っています。特に、学級活動（話し合い活動）の計画的・継続的な実施を通して、キャリア教育で身に付けさせたい「基礎的・汎用的能力」を構成する4つの能力（かかわる力・ふりかえる力・やりぬく力・みとおす力）を育てる活動を行っています。また、キャリア発達に資するキャリアパスポートの取り組みも行っています。
23	P37 基本目標４（２）	JICA研修員のホームステイや外国から市へくる若者・留学生との交流をもっと増やすなど、浦添市国際交流協会との協力を強化する活動を入れると良いかと思いました。	JICA沖縄や浦添市国際交流協会が主催するイベントとしまして、開発途上国から技術研修のため来沖しているJICA研修員が講師となり、市民との交流を図る「ふれあい講座」や浦添市国際交流協会会員（市民）とJICA研修員との交流であるホームステイ、ホームビジット等がございます。 「てだこ・こども若者計画（仮称）素案」72ページ「（5）若者活躍推進【子ども・若者計画】④若者の国際交流推進」に両機関との協力に関する具体的な取り組み内容を盛り込んでおりますが、今後の国際化推進を見据え、より一層連携に努めてまいります。
24	P39 基本目標４（４）放 課後の居場所の充実 2行目～	放課後子ども教室推進事業と放課後児童健全育成事業は役割が違うので、学童クラブの代わりにはならないことを明記してもらいたい。	二つの事業は、全く異なる事業ですが、放課後のこどもが安全・安心に過ごしやすい場所、という目的は同じです。 放課後子ども教室推進事業と放課後児童健全育成事業の連携型及び校内交流型の実施は、放課後児童対策パッケージに基づき推進するものであり、放課後児童対策パッケージにおいて両事業が一方の代わりとなる趣旨の記載はございませんので、明記の必要はないものと考えます。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。
25	P39 基本目標４（４）の 具体的な取り組み内 容①放課後子ども教 室推進事業の実施	地域ボランティア（無償人員）は本当に安全ですか？確保や利用の見込みは？	安心・安全な居場所とするため、学校の余裕教室や公民館等の公共施設での実施、複数人のボランティアによる実施の推奨、コーディネーターによる教室の巡回、ボランティア及び児童への市民総合賠償補償保険の適用、安全体制マニュアルの作成を行い、対応しております。 ボランティアの人数は、これまでの実績から令和7年度は約4,000人（延べ）を見込んでおります。 安全性に関するご意見とお受けし、安全性の向上に努めてまいります。
26	P39 基本目標４（４）放 課後の居場所の充実 7行目～	放課後児童健全育成事業の推進 記載されていることを具体的に記載していただきたい。 『人材確保に向けた支援』『支援員の定着を図るための処遇改善に取り組む』 どのように支援して取り組むのか具体的に記載していただきたい。 学童クラブを担当している『こども政策課』の市民に対する姿勢に不満があります。指定管理者制度導入や待機児童解消、常勤2名配置補助金交付に対する条件が他市町村と比べ厳しすぎるなど真摯に市民、保護者、こども、支援員の思いや意見を聞こうとしないだけに、第3期浦添市子ども・子育て支援事業計画が計画通りに進むのか不安しかありません。	放課後健全育成事業は、国において補助基本額が毎年度改定されたり、処遇改善を図るための補助金を活用し、支援員の定着を図るための取り組みを行っております。（R2とR5決算額比較：7.6億円→8.6億円） しかしながら、一部の事業者においては、支援員が数年で離職する、募集しても集まらないなど、人材確保に苦慮しているケースもございます。支援員の人件費については、国が標準的なモデルを示しており、定着しない要因等をしっかり分析する必要があると考えております。 当課に対する不満や不安のご意見を真摯に受け止めるとともに、支援員の処遇改善や、スムーズな指定管理者制度導入、待機児童解消に今後も取り組んでまいります。
27	P39 基本目標４（４）の 具体的な取り組み内 容②放課後児童健全 育成事業（放課後児 童（学童）クラブの 推進）	支援員の定着のための処遇改善とは、具体的な策も掲載してほしい。	本市の学童クラブはすべて民営の学童クラブとなっているため、支援員の雇用につきましては事業者にて行っております。市としては、「放課後児童支援員等処遇改善等事業」及び「放課後児童支援員等処遇改善等事業（月額9,000円相当賃金改善）」の補助金を交付し、支援員の処遇改善支援を行っております。支援員の人件費につきましては、国において標準的なモデルが示されております。処遇改善が適切に反映されているか確認を行ってまいります。

No	該当ページ・項	ご意見・ご提案	浦添市の考え方・対応
28	P39 第4章 てだこ・こども若者計画（仮称）の取り組み内容 （4）放課後の居場所の充実（放課後児童対策パッケージ） ②放課後児童健全育成事業 ③放課後児童対策連携の推進	【意見】 成果指標が不明確 ・施策目標として「～を支援します。」「～の実施を目指します。」といった抽象的な表現が多く、具体的な数値目標が示されていない。 ・例えば、「学童クラブの待機児童ゼロ」や「こども家庭センターの相談件数の増加」などの具体的な指標がない。 ・具体的な数値がないため、取り組みに対する評価ができない。効果的なPDCAを実施することもできない。 ・数値目標がないため、マニフェストの曖昧さが残り、責任感と本気度が感じられない。 【提言】 具体的な数値目標の設定 例：「待機児童を2027年度までにゼロにする」「学童クラブへの助成金を30%増加」などを明示。	国においても「こども大綱」に基づき具体的に取り組む施策を取りまとめた「こどもまんなか実行計画」において進捗状況を検証するための指標を定めていることから、本市においても本計画に包含する各計画において指標化できるものについてはこれを定め公表いたします。指標や事業の内容を検証・評価し、その結果を踏まえて計画の点検と見直しを図りPDCAの推進に活用してまいります。 学童クラブの待機児童数の目標値についても指標で明記いたします。
29	P39 第4章 てだこ・こども若者計画（仮称）の取り組み内容 （4）放課後の居場所の充実（放課後児童対策パッケージ） ②放課後児童健全育成事業 ③放課後児童対策連携の推進	【意見】 優先順位が不明 ・施策が多岐にわたるが、どの施策を最優先するのが明確でない。 ・例えば、「放課後児童クラブの拡充」「こども食堂や児童センターの充実」など複数の施策があるが、リソースが限られる中での優先順位が不明。 ・「こども家庭センター」「支援員の増員」などの施策があるが、それを実現するための予算や人材確保についての具体策が示されていない。 【提言】 優先度の具体策 例：最優先として2025年度に「支援員の給与引き上げのために〇〇円の予算確保」「学童支援員を〇〇名増員」などの計画と優先度を明示。	記載しているものはすべて次期計画期間において取り組む施策となっております。
30	P40 基本目標4（5）	特に犯罪が多発する時間帯である夜間にも開放できるユースセンターを開設するなど、青少年特に10代後半～20代が健全に過ごせる居場所整備を検討いただきたい。	本市のすべての児童センターにおいて中学生、高校生が18：00～20：00の間優先利用できる夜間開放事業を行っておりますので施設の利用促進に取り組んでまいります。
31	P40 基本目標4 自ら学び、考え、行動するこども・若者を育むまち（5）若者の活躍促進【子ども・若者計画】⑤ひきこもり状態にある若者・家族への相談支援体制の充実	「受付窓口のワンストップ化」、「責任を持って対応する部署の明確化」、「ホームページ上の案内を分かりやすくする」、「家族会の立ち上げ支援」、「居場所等、浦添市内の資源のリスト化」など、具体的な取り組み内容を盛り込むとよい。	各相談支援機関と連携し、途切れない支援の構築を図ります。 また、利用者がわかりやすい広報等の方法を検討してまいります。
32	P41 基本目標5 すべてのこども・若者の権利と安全・安心を守るまち（1）児童虐待防止対策の推進①浦添市要保護児童対策地域協議会の充実【再掲】	・要対協開催の基準、スキームを明示してほしい。 ・「関係機関の連携」とあるが、具体的にどうすることなのか示した方がよい。	要対協の開催の基準については様々なパターンがあるため、当計画に記載することはなじまないと考えます。また、関係機関の連携の具体についても、同様。
33	P41 基本目標5 すべてのこども・若者の権利と安全・安心を守るまち（1）②家庭児童相談室の強化	・「充実した取り組み」を具体的に示した方がよい ・専門職の具体的な役割を示した方がよい	充実した取り組みができるよう→研修会等へ積極的に参加しに修正いたします。 専門職の具体的な役割については、こども家庭センターの機能を果たす者＝専門職であり、説明に記載されています（実情の把握～ソーシャルワーク等）

No	該当ページ・項	ご意見・ご提案	浦添市の考え方・対応
34	P43 (2) 障がいのある 子ども、気になるこ どもと家庭等への支 援充実 ⑤日中一時支 援事業の推進	「推進」とあるが、単価の安さから個別給付とセットでないと事業所が利用を 断る等、実際には希望通りの利用がしづらい。利用の要件を市民に公開した方が よい。	日中一時支援事業については、障害福祉サービスの短期入所に類似するものが多 く、単価についても短期入所を参考にしていますが、著しく安いわけではありませ ん。利用しづらいのは、個別給付とセットで事業所が運営を行っているもののだ と思われます。短期入所の事業所数が市内において少ない現状から日中一時支援 事業を推進していますが、利用要件についてはそれぞれの事業所の方針によるも のであり、公開することは難しく、市としては事業所に対して希望する者が利用 できるように促していきたいと考えております。
35	P43,44 (2) 障がいのある 子ども、気になるこ どもと家庭等への支 援充実 ⑦相談業務 の実施 ⑧発達障が い児(者)支援体制 の構築	親子通園型発達教室「そだちのひろばうぐいす」に文言の統一をした方がよい	親子通園型発達教室「そだちのひろばうぐいす」に文言統一します。
36	P44 (2) 障がいのある 子ども、気になるこ どもと家庭等への支 援充実 ⑧発達障が い児(者)支援体制 の構築	・主管課に、学校教育課を入れたほうがよい ・「発達障害児支援体制の充実」の前に、「切れ目のない支援」という文言を 入れたほうがよい。理由：今回のプランはおよそ30歳までの若者支援も対象と なっているため、義務教育終了後の支援も含め、切れ目のない支援を検討して いく必要がある。また、その文言により学校教育課が主管課の一つであること の根拠になると思うため。 ・「ピアラルうらそえ施設内に複合された各障がい児(者)支援機関(障がい 者(児)基幹相談支援センター、発達相談クリニック等)」の括弧書きの中 に、児童発達支援センターも加えたほうがよい	ご意見を踏まえ主管課に学校教育課を、追加いたします。 それに伴い⑧の施策文に小学校を追加します。 また、⑨の施策へのご意見を踏まえ、⑧の施策の最後に「浦添市発達障がい児 (者)支援関係課連絡会議などを通じて関係各課と連携し、支援体制等の充実を 図ります。」を追加いたします。
37	P44 (2) 障がいのある 子ども、気になるこ どもと家庭等への支 援充実 ⑨特別な支 援を必要とする児童 の受け入れの拡充 【再掲】	・主管課に、障がい福祉課と学校教育課も入れたほうがよい ・インクルーシブ教育の前に「合理的配慮に基づく」という文言を入れたほう がよい。その子に対する配慮の内容が明確にならないと受け入れる学校側も大 変。合理的配慮の取り組みも計画に入れたほうがよい。	主管課を追加することについて、特別な支援を必要とする児童の受け入れの拡充 については、障がい福祉課は関係各課と連携する役割と考えています。連携のた めの具体的な施策等を⑨に追加しました。学校教育課については追加いたしま す。それに伴い⑨の施策文に以下を追加いたします。 (ウ) 就学に伴う切れ目のない支援体制の充実 ・幼児教育保育施設から小学校へ「個別的教育保育支援計画」「個別の指導計 画」を引継ぎ、切れ目のない支援支援体制の構築、安心して小学校生活へ移行で きるように努め、集団参加や自立に向けた支援・指導してまいります。 インクルーシブ教育の前に「合理的配慮に基づく」という文言を追加いたしま す。
38	P45 (2) 障がいのある 子ども、気になるこ どもと家庭等への支 援充実 ⑩医療的ケ アが必要な児童とそ の家族への支援体制 の充実 【一部再掲】	・主管課に学校教育課も入れたほうがよい ・「コーディネーター」の文言を「医療的ケア児等コーディネーター」にした 方がよい ・コーディネーターの「活用促進」でなく、「連携」の方がよい。	ご意見を受けたとおり、追加及び修正いたします。 今後、医療的ケア児が就学するので、トライアングルプロジェクトの一環として 学校教育課も一緒に取り組んでまいります。
39	P52 基本目標6(1)の具 体的な取り組み内容 ⑤	ひとり親とくに女性の自動車運転免許取得のための費用負担もしくは免許取得 費用の減額を検討いただきたい。	ひとり親家庭の自動車運転免許取得のための支援としては、事業の開始又は就職 する上で運転免許が資格要件となっている場合に、運転免許取得に係る費用を貸 付ける母子父子寡婦福祉資金貸付金を沖縄県が実施しています。 本市としても、当該制度の周知に努め、ご要望の自動車運転免許取得の費用負担 軽減策を含め、ひとり親家庭の支援の充実について、引き続き国の動向を確認し ながら検討してまいります。

No	該当ページ・項	ご意見・ご提案	浦添市の考え方・対応
40	P56～61 第5章 1 本市が定める教育・保育の提供区域について	①本市の教育・保育の提供区域について記載されており、本計画では、区域設定は第2期計画を踏襲する（引き継ぐ）と記載されていますが、中学校単位で区域を設定する理由が不明瞭です。一般的に考えれば、小学生は中学生よりも行動範囲が狭く、部活等への加入率も高くはない現状があるかと思います。市民ニーズ・支援サービスという視点を鑑みれば、小学生以下のこどもを考慮して設定すべきかと考えます。一方、こども園では、親が送り迎えを行う現状があるでしょうから、小学校を軸とした区域設定をすべきかと考えますが、中学校区を継続すると判断した理由・変更しなかった理由について、明記してください。	教育・保育の施設を利用するにあたり市域全体の施設が希望できることから小学校のような校区という概念がございません。しかし、本市の各種福祉サービス（福祉・介護等）の提供単位が中学校区であることから、第1期計画以前は市全域を教育・保育の提供区域としていたところ、第2期計画以降は概ね中学校区ごとの提供区域を設定しております。 なお、放課後児童健全育成事業（放課後児童（学童）クラブ）に関しては、各小学校区ごとの提供区域を設定しております。
41	P56～61 第5章 1 本市が定める教育・保育の提供区域について	②市内では、いくつかの地域でマンションの建設が進んでおり、子どもを含めた人口の変化は、地域差があるように感じます。毎年、待機児童の問題を耳にしますし、1の（1）や（2）を読んでも、教育・保育の量の見込みの推定が荒いようにも感じてしまいますが、市の都市計画所管課が所有するマンション建設見込み等想定される要因も考慮入れて、実態に近い推計がなされているのでしょうか。なお、1の（2）のコホート解析では、過去の住民基本台帳に基づいて試算されています。浦添市のように、社会的情勢に応じて、推定しうる外部からの新規加入（直近年マンション建設予定等）も想定すべきかと思えます。すでに、検討されており、推計値が大きく連れない、変化が違わないということであれば、その旨は記載すべきかと思えます（必要な十分な検討は行っているという趣旨で）。	市内におけるこれまでのマンションの建設に伴う人口動態は著しい人口増はなく市内転居が主であると見受けられます。現在、企画部において「浦添市人口ビジョン」（2024年改訂版）を策定しているところですが、人口を推計する上で人口増の特殊要因として加味しているのは、区画整理地区とキャンプキンザーとなっております。次期計画期間（R12～）の人口推計ではそれらの影響が見込まれることから、今後は注視する必要があると考えております。
42	P70 ③地域子育て支援拠点事業・乳幼児や保護者がいつでも気軽に集って相互交流を行うことのできる場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。・令和5年より大型商業施設内に「子育て支援センター・ていんさぐ」1か所を設置し実施しています。 「子育て支援センター・ていんさぐ」を中心に、引き続き地域の子育て支援の充実に取り組んでまいります。○なお、市内27か所の認定こども園をはじめ、保育所（園）や児童センターにおいても、保護者同士の交流促進や育児相談などの子育て支援を実施しています。	【子育て支援センターについて】 「子育て支援センター」（「リール・ドンフォン・カフェ」、「ほととの家」、「柿の実ひろば」）8年前からの利用者です。2023年に浦添市は「地域子育て支援拠点事業」を担う民営の子育て支援センター3か所を廃止しましたが、これまで利用していた3か所の支援センターが利用しにくい1か所に減っていることから、どう考えても、拡充ではなく、事実的な縮小としか思えません。見直しを求めます。 ①率直に3か所の支援センターを廃止した理由を教えてください。支援を拡充するのであれば、廃止する必要はないはずですので廃止の理由が分かりません。 ②琉球朝日放送の記事で令和3年度民間3か所の運営費は2079万6161円で、「ていんさぐ」1か所の運営費は令和5年度5023万2000円という報告を拝見しました。ていんさぐ1か所としたことで、市の負担額がどれだけ増えたか金額を教えてください。 ③『浦添市内の認定こども園27か所で保護者同士の交流促進や育児相談などの子育て支援を実施している』とあり、これをもって浦添市は「子育て支援を拡充している」と仰っておりますが、子どもを預かる「認定こども園」と親子の支援を行うことが目的である「支援センター」では、その主な役割が違います。 実際は「見学」程度の一時利用に留まるとも聞いており、こども園の見学程度の利用では、本来目的である、親子の居場所作り、産後うつや虐待の抑止力にはならないのではないのでしょうか。 また、保育士不足の中、支援センターの役割を、本来業務ではない、こども園に担わせるのは、こども園への負担を増やしているだけではないのでしょうか。 ④「ていんさぐ」の設置について 支援センターは家庭の中で小さな子供と閉じこもっているようなお母さんたちの救いの場です。休みのない家事育児に疲れ果て、化粧やおしゃれをする余裕すらないお母さんたちが、煌びやかな大型商業施設に足を運ぶことはできないという声を聞きます。私自身もそのように感じます。利用者数という数字で安易に判断することなく、足が遠のいてしまった多くのお母さんたちの想いに耳を傾けていただけるようにお願いします。商業施設の集客目的に利用されている気がしてなりません。 卓上での議論ではなく、子育ての現場に足を運び、こども園や支援センターの先生方、保護者の声を聞くべきだと思います。そして、今も地域の親子のために、ボランティアで、子育て支援を継続している支援センターへのサポートをお願いいたします。	① 子育て支援拠点事業「ていんさぐ」は、土・日祝祭も利用することができ、父親の利用が多く、気軽に利用しやすい利点は、他の支援センターには無い特色を備えており、地域のこども園へ利用者をつなげる重要な役割を果たしております。また、認定こども園における子育て支援事業は、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に基づく事業内容であり、本市には27か所の認定こども園があり、各園の特色を活かした地域の子育て支援事業（親子ひろば）を実施しております。さらに、小学校区ごとに設置されている11か所の児童センターでも同様の子育て支援を実施しております。これらが相互に認定こども園と連携を図ることで、「地域でつながる子育て支援の輪」が広がり、より多くの子育て世帯が地域とつながることへ寄与するものと考えております。引き続き地域の子育て支援の拡充に向け、様々な支援のあり方を検討してまいります。 ② 令和3年度につきましては、直営4か所、委託3か所の計7か所で実施しておりましたが、令和5年度から直営1か所に施設を集約しました。その結果として、市の事業費の負担額全体につきましては減となっておりますが、一時預かり事業やこども誰でも通園制度事業など、新たな子育て支援事業にも着手しております。 ③ 認定こども園では「子育て支援事業」として、子育て相談や親子の集いの場の提供など週3日以上開設することが、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に定められております。各園、親子で集う親子ひろばや、こども園児との交流保育や運動会などの行事参加、そして離乳食、給食体験、出前保育など様々な子育て支援を行い、育児の孤立、育児の負担軽減を図っており、今後も地域全体で支える子育て支援に取り組んでまいります。 ④ 「ていんさぐ」の設置につきましては、商業施設なので足が遠のいてしまったというご意見がある一方、商業施設にあるため敷居が低く、気軽に利用できるというご意見も届いております。 「ていんさぐ」の強みを活かして地域の子育て支援へつなぎと連携、また新たな制度も含めた様々な子育て支援との組み合わせなど、多くの声にも耳を傾けながら、地域の子育て支援の拡充にもしっかりと取り組んでまいります。

No	該当ページ・項	ご意見・ご提案	浦添市の考え方・対応
43	P65～ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保内容	延長保育、学童クラブ、地域子育て支援拠点、一時預かりなど各支援事業が一目でわかる概略図が掲載して頂くと、利用を検討している市民に分かりやすいかと思います。	地域子ども・子育て支援事業については、素案65ページ以降において各事業ごとに内容の説明をしているところです。概略図の掲載についてはページ数に限りがあることからご意見としてお受けいたします。 なお、本市が毎年発行しております「浦添子子育て支援情報誌 てだこいく」において、詳しく説明しておりますのでご参照ください。
44	P66 第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 4 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保内容 ②放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	【意見】 量の見込みと確保方策の透明性の欠如 ・量の見込みと確保方策は、本施策の根幹となる重要な要素であり、どのような計算式やデータを基に算出したのかが明示されていない。 ・具体的な計算式や元データを開示しなければ、市政の都合の良い数値が恣意的に使われているのではないかという疑念が生じる。 ・過去のデータとの比較や、今後の推計の前提条件などを明確に示し、市民が納得できる形で情報を公開すべき。 ・施策の実効性を担保するためにも、単なる「計画」ではなく、その根拠となるデータの透明性が求められる。	量の見込みについては、現状の実績より多めに出た場合も考え 小学生保護者のニーズ調査をもとに、「現在週4日以上、学童クラブを利用している利用者」と「学童クラブを利用したいが、利用料・利用時間・施設内の過ごし方の意向などの理由により、利用できていない児童」の割合を今後5年間の各学年の推計児童数へ乗算し見込み量を算出してあります。各学年の見込みについても93ページで明示しております。 また、確保方策についてはニーズをすべてカバーできるよう設定しております。
45	P78 第7章 1 こども・若者の社会参加・意見反映のための取り組み	施策への市民の意見反映について記載があります。前述のとおり、議会の中で、どのような議論がなされているかも開示されていません、当事者や市民の参加や意見反映をするためには、まず情報の開示が大前提かと思えます。今後は、こども基本法第11条の趣旨に則り、ホームページ（HP）やSNS等を活用して速やかに、かつ丁寧な意見集約を行って頂きたいと思えます。・例えば、学童クラブに関する施策について言及すれば、条例の改正（指定管理者制度導入）に伴う市当局主催の説明会や公文書やホームページ等による通知は改正前に一度も行われませんでした。なお、本件に関しては、浦添子市民意見提出制度実施要綱第3条第1項で謳う「条例等の制定若しくは改廃」が該当すると解されますが、パブリックコメント（市民から意見提出制度活用）は実施されませんでした。・また、去る10～11月には、市主催の公的施設（公設民営）の学童クラブ指定管理者制度導入説明会が数回にわたり開催されましたが、周知方法が不十分でホームページへの公開も第1回目（10月19日開催）の後の10月29日となっています。	浦添子市民意見提出制度実施要綱第3条第2項に次のように規定されております。 2 前項の計画等の例は、次に掲げるものとする。 （1） 総合計画等の市の基本政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改定 （2） 市の基本的な方向性を定める憲章、宣言等の策定又は改定 （3） 市の基本施策を定める条例及び市民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃 このことから、浦添子放課後児童健全育成施設の設置及び管理に関する条例の改正に係るパブリックコメントは実施していません。
46	P78 第7章 計画の推進にあたって 1 こども・若者の社会参加・意見反映のための取り組み	【意見】 市民意見の収集と反映の仕組みの不十分さ ・保護者の意見を積極的かつ透明性を持って収集し、市政の都合に偏らない形で反映すべき。 ・現状のパブリックコメントやアンケート調査は、市政が決めたタイミングと期間内に限定されており、市民が継続的に意見を提出できる仕組みになっていない。 ・パブリックコメントの実施状況やアンケート結果の開示が徹底されておらず、意見がどのように施策に影響を与えたのかが不透明。 ・こども・若者の意見を取り入れる重要性は理解できるが、若年層はこうした計画への関心が低いため、回答を増やすための工夫が必要。 ・これまでの意見募集の方法が十分であったのかを検証し、より市民が参加しやすい仕組みを整えるべき。 【提言】 市民意見の収集・反映の透明性向上と改善策の導入 例：「〇〇の意見を受け、△△の施策を変更」といった具体的な反映内容を報告書として公表。 例：「市公式サイトに常設の意見投稿フォームを設置」「SNSを活用したアンケート実施」など、市民の意見を収集しやすい環境を整備。	こども基本法第11条に「市町村はこども施策の策定・実施等にあたって、施策の対象となるこども又はこどもを養育するものその他関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる」と定められていることから、いただいた提言の内容を参考に取り組んでまいります。
47	P78 第7章計画の推進にあたって 4. 計画の進捗管理と計画の見直し	ぜひ計画が最終化する前に、外部専門機関と協力し、各目標に関するインパクト、アウトカム、アウトプット指標をつくり、それに沿って管理を進めていただきたい。それを公表することで市民への理解を得られると考える。	国においても「こども大綱」に基づき具体的に取り組む施策を取りまとめた「こどもまんなか実行計画」において進捗状況を検証するための指標を定めていることから本市においても本計画に包含する各計画において指標化できるものについてはこれを定め公表いたします。指標等を検証・評価し、その結果を踏まえて計画の点検と見直しを図ることでPDCAの推進に活用してまいります。

No	該当ページ・項	ご意見・ご提案	浦添市の考え方・対応
48	P78 第7章 計画の推進にあたって 4 計画の進捗管理と計画の見直し	【意見】 計画の進捗管理と見直しの透明性の欠如 ・計画の進捗管理に関する具体的な運用方法が明示されておらず、どのように施策の効果を評価し、改善していくのかが不透明。 ・PDCAサイクルの運用方法について、市政内部でどのように回していくのか、またその結果を市民へどのように公表するのかが示されていない。 ・進捗が十分でない場合の対応策や、計画の見直し基準も明確ではなく、成果を検証できないまま形骸化する可能性がある。 ・市民が進捗状況を把握できるよう、定期的な評価・見直しの手順を明示すべき。 【提言】 運用方法の明示と市民への公表方法の整備 例：「年度ごとに進捗報告書を作成し、市公式サイトや広報誌で公表」「定期的な市民説明会を開催し、進捗状況を共有」など。 例：「目標達成が困難な場合は、施策の見直しを行い、代替案を市民に提示」など。	計画の進捗状況と見直しについては、毎年進捗管理を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。また、外部委員による「浦添市子ども・子育て会議」において報告を行い、各施策の改善に反映します。その公表についてもいただいた提言を参考に組み立てまいります。
49	P78 第7章計画の推進にあたって 4. 計画の進捗管理と計画の見直し	日本ユニセフ協会が推進する「こどもにやさしいまちづくり事業」などで使われるチェックリストなども参考に、点検をおこなっていただきたい。	「こども基本法」等に基づき本市が推進することも子育てに関する施策とユニセフの「子どもにやさしいまちづくり事業」は関連する部分もあることから、本計画で定める目標や指標等とともに当該チェックリストなども参考にこどもと子育てを社会全体で応援する施策を推進してまいります。
50	全体	浦添市「てだこ・こども若者計画（仮称）」は、理念の志は高いものの、実行性に疑問が残る点が多い。 市民の声を具体的に施策に反映し、数値目標の設定や優先順位の明確化、成果検証の説明を求める。 市としては、市民との対話を重視し、より現場の声を反映した施策へと進化させるべきである。	「こども大綱」や本計画の理念にのっとり、計画を実行できるよう努めてまいります。
51	全体	素案なので、今後ブラッシュアップされると理解していますが、誤字・脱字、フォント違い等については、改めてチェックをお願いします。（P1の「えがおのうらそえ」で不要なスペース、P67の③表内に「こ」が緑字など）	ご指摘いただきありがとうございます。 全体的に改めて確認いたします。